

第3次山鹿市男女共同参画計画

誰もが個性と能力を発揮し ともに輝く

令和4年1月



山 鹿 市



はじめに

山鹿市では、平成 19 年に「山鹿市男女共同参画計画」を策定し、以後、誰もが自分らしくその個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現には男女共同参画が欠かせないとして、女性の活躍推進を始めとする男女共同参画に関する取組を進めてきました。

しかしながら、山鹿市の現状を見てみますと、政策の企画立案や方針決定過程の場における女性の参画は依然少なく、また、固定的性別役割分担意識は徐々に改善されつつあるもののいまだ解消されていません。こうした状況を更に改善するには、市民や事業者等の皆様から様々な御意見をいただき、それらを確実に施策に反映していくことが必要になります。

今般、「第 3 次山鹿市男女共同参画計画」を策定するに当たり、山鹿市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、多くの市民の皆様、事業者等の皆様に御協力をいただきました。この場をお借りして心からお礼を申し上げます。

なお、本計画に掲げた施策の推進に当たっては、市民の皆様、事業者等の皆様の主体的な取組が不可欠となりますので、今後ともより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和 4 年 1 月

山鹿市長 早田 順一

監修にあたり

世界では、ジェンダー平等の実現に向けた取組が加速している中、日本のジェンダーギャップ指数は令和 3 年時点で世界 156 か国中 120 位と取組の差が拡大しています。特に、政治・経済分野における取組は進まず、地方公共団体においても更なる取組の推進が求められています。

市町村においては、まずは各種審議会等において女性委員の登用を推進することが望ましいと思われます。各種審議会等は市の政策・方針決定の場であり、社会学的には、物事を決定する際、多様な意見を取り入れることでより良い結論を導くことが可能になるといわれています。多様性の大きな要素の一つが性差であり、女性の意見を取り入れることがよりよい山鹿市の実現につながります。

また、男女共同参画を進める理由の一つに、市町村の持続可能性という問題があります。20 歳から 39 歳までの女性が 50% 以下になることが見込まれる市町村は「消滅可能性都市」と呼ばれ、出生数の減少と転出による減少により若年女性が減少する市町村は、持続可能性が低下してしまうといわれています。さらに熊本県では、熊本地震や豪雨災害の影響により女性の就業率が高い分野の仕事が減少したこと等から、女性の流出に拍車がかかりました。

これらのことから、熊本県においては、男女共同参画の推進により住みやすい自治体づくりを推進することが急務となっています。審議会・自治体職員の皆様は、以上のことを踏まえ男女共同参画推進に当たってください。

令和 4 年 1 月

熊本県立大学教授 澤田 道夫



【プロフィール】 現在：熊本県立大学 総合管理学部長
学歴：東京外国語大学外国語学部ドイツ語学科卒、熊本県立大学大学院アドミニストレーション研究科博士後期課程修了
専門：行政学（自治行政）、協働理論、総合管理論
熊本県内において男女共同参画審議会委員や講師として男女共同参画の推進にも当たっている

目次

第1章 計画策定の背景	1
1 計画策定の趣旨	1
2 国及び県の動向	1
3 第2次山鹿市男女共同参画計画の成果と課題.....	2
(1) 計画内容や推進体制における課題.....	2
(2) 各取組の課題	2
(3) 市民意識調査等の結果からうかがえる成果と課題	5
第2章 計画の内容	11
1 計画の基本的な考え方	11
2 重点目標・施策の基本方向	12
3 目標及び具体的な施策一覧	14
4 優先施策	16
5 計画に係る各調査の実施.....	19
第3章 資料	20
1 用語解説	20
2 関係法令	21

第1章 計画策定の背景

1 計画策定の趣旨

山鹿市では、男女共同参画社会の実現は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず全ての人がある個性と能力を発揮するために不可欠であるとして、現在まで、「『誰もが自分らしく心豊かにともに輝く』山鹿市とすること」を基本理念に掲げ、男女共同参画の視点から様々な課題に取り組んできました。平成18年9月に制定された山鹿市男女共同参画推進条例に基づき、翌年3月に「山鹿市男女共同参画計画」を策定し、その後も計画期間の満了に際し内容の見直しを行ってきました。令和4年3月末日を期限とした「第2次山鹿市男女共同参画計画」（以下「第2次計画」という。）では、11の目標値を定め、その他35の取組を含め男女共同参画を推進してきましたが、男女共同参画社会の実現に向けた取組は道半ばであるため、「第3次山鹿市男女共同参画計画」（以下「第3次計画」という。）を策定し、更なる推進を図ります。策定に当たっては、国及び県の動向や社会情勢の変化についても配慮します。

2 国及び県の動向

国は、令和2年に「第5次男女共同参画基本計画」（以下「国第5次計画」という。）を策定しました。また、令和元年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）、令和3年に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」という。）を改正するなど、男女共に働きやすい環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進しています。平成27年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標（SDGs）では、ジェンダー平等の実現が一つの目標とされ、これに沿って各国の取組が推進されています。こうした国際社会の流れの中で、日本の推進状況は大きく後れをとっています。世界経済フォーラムが令和3年3月に公表した「経済・政治・教育・健康分野への女性の参画を示す「ジェンダーギャップ指数 2021」」では、日本は156か国中120位となりました。これを受けて、国第5次計画において、進捗が遅れている分野の課題の分析に一層取り組むなど、あらゆる分野の女性の参画拡大を更に進めていくこととしています。

県においても、「第4次熊本県男女共同参画計画」に引き続き、令和3年に策定した「第5次熊本県男女共同参画計画」（以下「県第5次計画」という。）において、固定的性別役割分担意識の解消のための社会基盤の整備や、長時間労働を当然とする働き方などの見直しの両面から、国、県、市町村、企業及び県民が連携して取組を推進することとしています。

3 第2次山鹿市男女共同参画計画の成果と課題

(1) 計画内容や推進体制における課題

第2次計画を推進する中で、次の4つの課題が浮かび上がりました。

- ① 取組施策が山鹿市の現状に即しているとは言い難い。
- ② 取組数が多く、優先すべき課題が分かりにくい。
- ③ 計画期間内に内容の見直しが可能な仕組みでないため、事業目的を達成することが困難。
- ④ 庁内向けの啓発活動が不足しているため、推進体制が脆弱。

第3次計画はこれらを改善し、より取り組みやすい計画としました。

(2) 各取組の課題

第2次計画の46事業の取組状況（令和2年度末現在）は、図1「第2次計画の11の指標（着色箇所）及びその他の男女共同参画推進の取組一覧」のとおりでした。令和2年度時点において、既に計画期間内の目標値（第2次計画上に数値目標があるもの）を達成しているものは3つでした。達成したものは少ないものの、第2次計画から目標に掲げ、山鹿市の男女共同参画推進に寄与した取組も多く、計画に一定の効果はあったものと考えられます。

「ビジネスキャリアアップ講座」（図1・取組番号5）では、女性は出産や育児等の理由で研修を受講できる機会が少ないという声を受け、研修の機会を提供してきました。この研修は、山鹿市内に在勤・在住の方を対象に、キャリアアップを目的とした講座で、年5回程度開催しています。平成27年度の平均受講者数16人を基準に、毎年度の平均受講者数20人を目指し、内容の見直しや企業誘致推進室と連携して周知活動に取り組んできましたが、令和2年度実績は平均受講者数7.4人と、目標達成には及びませんでした。

また、出産や育児等を理由に離職した女性の就労に向けた不安解消や能力育成を目的とする「働きたい女性のための自分力アップ講座」（図1・取組番号6）は、平成27年度の平均受講者数7人を基準に、平均受講者数20人を目指して実施してきました。周知を行う際は、子育て部局との連携を図り、広く対象者に呼びかけています。しかし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて事業を中止することになりました。平成29年度から令和元年度までの期間においても、平均受講者数は6.8人から8.6人で推移し、目標達成には至っていません。これには、子育て世代を取り巻く社会情勢の変化が影響したと考えられます。現在は、出産や育児等を理由に離職する女性が減少し、育児休業を利用する女性が増えています。そのため、講座内容が女性のニーズから遠ざかっており、取組内容の見直しが必要になっています。今後は、講座による自己啓発や能力育成に加え、市内事業所に関する情報を提供するなど、より実効性のある取組を実施していく必要があります。

なお、令和元年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、多くの取組が中止になり、各取組における男女共同参画の推進が困難なものとなりました。今後は、オンラインによる事業の実施を検討するなど、どのような状況下でも事業ができるよう、取組の内容や方法の見直しを図る必要があります。また、男女共同参画推進の視点からも取組の見直しを行います。引き続き取り組むべき課題が残っているものは第3次計画にでも継続して取り組む必要があります。

第2次計画の11の指標（着色箇所）及びその他の男女共同参画推進の取組一覧（図1）

重点目標	番号	指標	現況・目標値			目標達成度 (R2時点)
			H27基準値	R2実績	計画期間内目標値※	
I あらゆる分野における男女共同参画の推進	1	各種審議会における女性の登用率	24.1%	28.3%	35%	未達成
	2	女性職員数に対する研修への参加率	-	開催中止	-	-
		女性職員スキルアップ研修の開催	-	開催中止	-	-
	3	女性管理職(課長級以上)の割合	8.5%	16%	15%	達成
		女性役付職員(係長相当職以上)の割合	28.1%	33.1%	35%	未達成
	4	山鹿市内の事業所訪問数	-	8件	-	-
	5	ビジネスキャリアアップ講座受講者数(平均受講者数)	16人	7.4人	20人	未達成
	6	働きたい女性のための自分力アップ講座受講者数(平均受講者数)	7人	開催中止	20人	未達成
	7	農業委員会における女性の登用率	11%	14%	21%	未達成
	8	家族経営協定締結農家数	297件	309件	307件	達成
	9	農産物販売促進・6次産業化支援団体内女性が代表を務める団体数	-	事業終了	-	-
	10	農業女性の会員の各種研修会参加率(うち農村漁村フォーラム)	-	89.1%	-	-
		農業女性の会会員数	-	37人	-	-
	11	山鹿市人権同和問題モニター養成講座参加者数	-	48人	-	-
II 男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革	12	男女共同参画推進室共同講座の女性職員参加率	-	42%	30%	達成
		企業連絡協議会主催研修に係る女性参加者数	-	事業終了	-	-
	13	女性ネットワークやまが構成団体数	-	18団体	-	-
	14	熊本県男女共同参画社会づくり地域リーダー研修参加者数	-	開催中止	-	-
	15	人権のまちづくり地域講演会参加者数	-	58人	-	-
	16	男女共同参画フォーラム参加者数	-	開催中止	-	-
	17	男女共同参画をテーマにした校内研修実施率	-	26%	-	-
	18	各地域における啓発活動の実施箇所数	-	0箇所	-	-
	19	女性活躍促進に関連した広報誌掲載数	-	27件	-	-
		やまがメイトを活用した女性団体による情報配信数	-	46回	-	-
	20	生活支援サポーター養成講座への男性参加率	75%	18.2%	-	-
		生活支援サポーターにおける男性活動者数の増加	7人	13人	-	-
	21	子育てイベントへの父親の参加率	-	開催中止	-	-
	22	母子健康手帳交付時の夫の参加率	-	15.5%	-	-
	23	病後児保育施設数	1箇所	2箇所	-	-

※計画期間内目標値…計画期間内の目標値が第2次計画上に記載されているもの。

重点目標	番号	指標	現況・目標値			目標達成度 (R2時点)
			H27基準値	R2実績	計画期間内目標値※	
Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現	24	児童虐待防止周知活動回数	-	2回	-	-
		要保護児童対策地域協議会実務者会議数	-	3回	-	-
	25	市内4高校・菊池支援学校分教室への周知訪問数	-	5校	-	-
	26	広報誌による相談窓口の情報提供数	-	2回	-	-
		虐待・暴力防止ネットワーク会議での情報連携数	-	4回	-	-
	27	高齢者権利擁護のための相談回数(実績)	-	2,473件(延数)	-	-
	28	総合相談窓口カードの各媒体による周知回数	-	1回	-	-
	29	DV等支援措置者の情報遺漏回数	-	0件	-	-
	30	犯罪被害者講演会参加者数	-	開催中止	-	-
	31	市民医療センター市民公開講座受講者数	-	開催中止	-	-
	32	広報やまが市民医療センター通信の掲載数	-	12回	-	-
	33	子宮頸がん検診受診者数	3,069人	2,686人	3,400人	未達成
		乳がん検診受診者数	3,770人	3,256人	3,900人	未達成
	34	赤ちゃん訪問実施率	-	100%	-	-
	35	生活自立相談窓口周知活動	-	3回	-	-
		生活自立相談終結者数と相談者数	-	終結者40人 相談者数308人	-	-
	36	市内4高校等での赤ちゃんふれあい交流事業実施校数	-	開催中止	-	-
	37	市民課アンケートによる窓口接遇満足度	-	事業終了	-	-
	38	避難行動要支援者名簿更新回数	-	2回	-	-
		避難行動要支援者新規登録者情報提供の同意確認回数	-	1回	-	-
	39	認知症サポーター養成講座の男性参加率	-	開催中止	-	-
		認知症地域サポートリーダー交流会男性参加率	-	24.3%	-	-
	40	障害者相談支援事業周知活動数	-	14回	-	-
	41	歩道の整備(改修含む)延長(m)	-	L=453.6m	-	-
	42	公園施設等の改修・更新工事箇所数	-	1箇所	-	-
	43	公営住宅内トイレ水洗化工事件数	-	18件	-	-
	44	自主防災組織率(世帯数の割合)	75.3%	98.9%	100%	未達成
		訓練等実施組織数※補助金実績数に基づく	-	13組織	-	-
Ⅳ 推進体制の充実・連帯強化	45	男女共同参画に係る各種会議の実施総数	-	2回	-	-
	46	〈女性〉育児休業取得率	-	100%(19人)	-	-
		〈男性〉育児休業取得率	-	37.5%(3人/8人)	-	-

※計画期間内目標値…計画期間内の目標値が第2次計画上に記載されているもの。

(3) 市民意識調査等の結果からうかがえる成果と課題

第3次計画を策定するに当たり、令和3年5月から同年6月までにかけて「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）を実施しました。調査の概要は以下のとおりです。

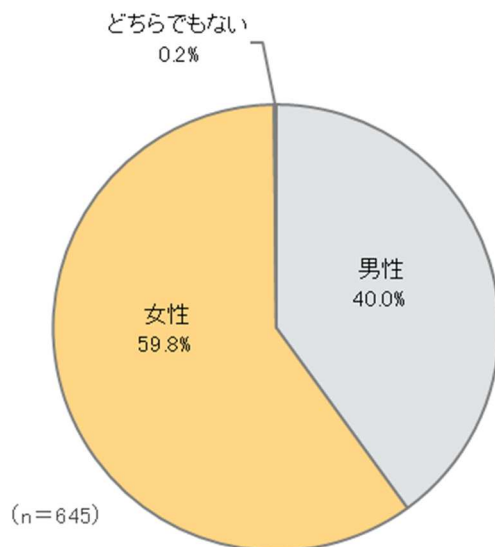
なお、現役世代の男女共同参画に関する意識や要望を調査し、今後の取組に反映させるため、今回の調査では、調査対象年齢を18歳から59歳までとしました。

・市民意識調査の実施状況

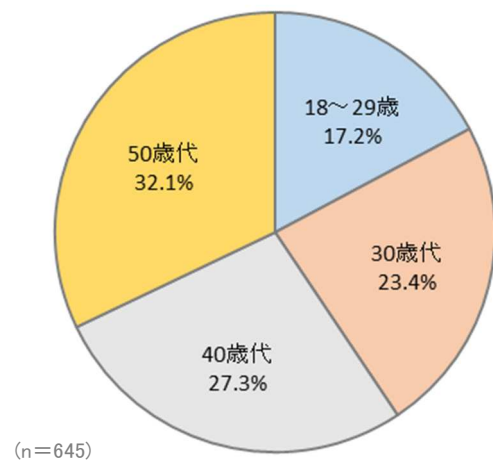
調査期間	令和3年5～6月
標本数	2,000件
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収
回収率	32.3%

・回答者の属性

【性別】



【年代】

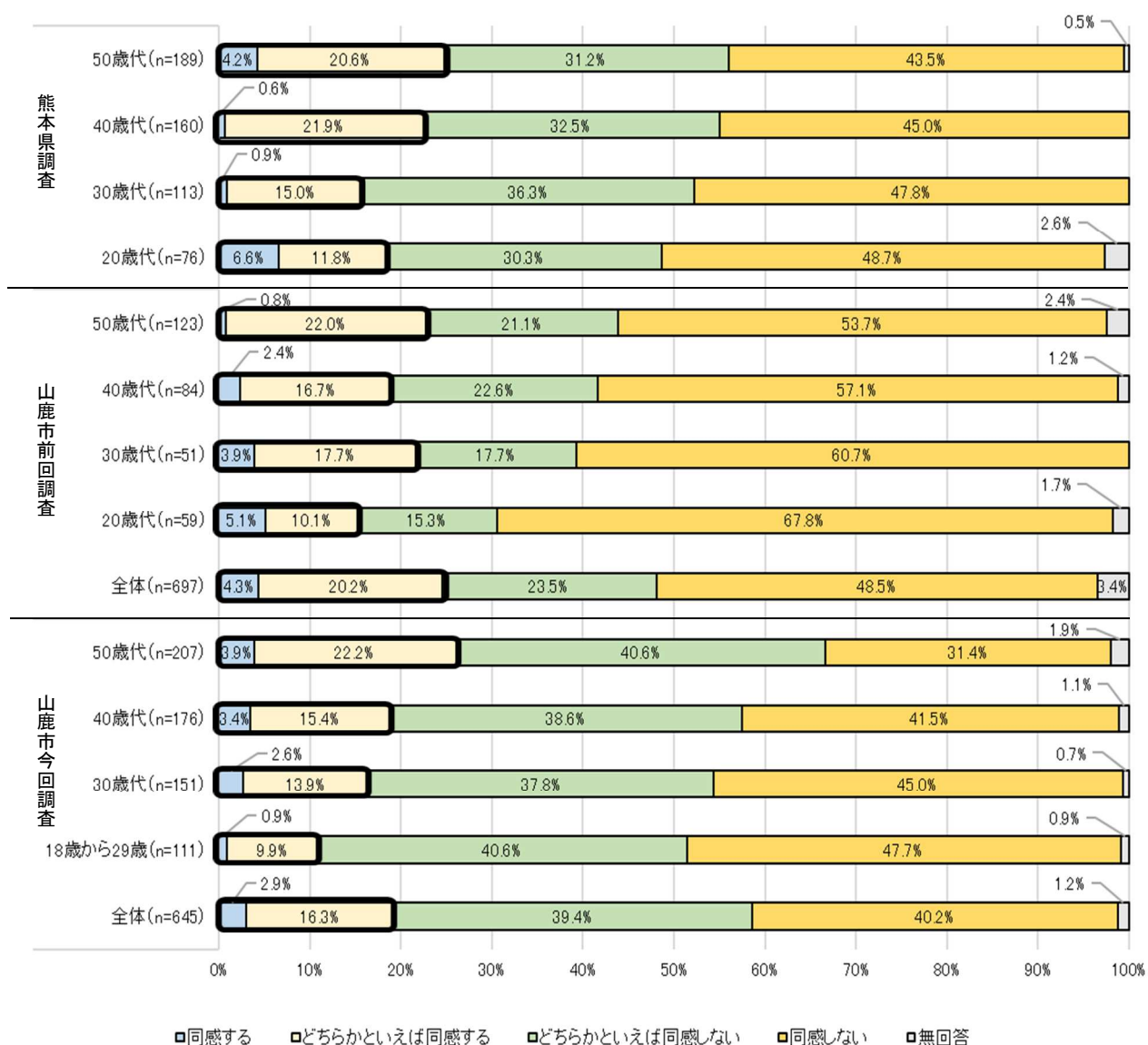


市民意識調査では、18の設問に対して645人の市民の方に回答をいただきました。その結果から、山鹿市の現状や課題が浮かび上がりました。その中でも、第3次計画では、特に改善が必要と思われる次の①～③の項目に関する施策を盛り込むこととしました。

- ①固定的性別役割分担意識の解消について
- ②行政が取り組むべき活動等について
- ③DV・デートDVの被害状況について

① 固定的性別役割分担意識の解消について

【問】「性別によって役割を固定する考え方」についてどう思いますか。



熊本県調査…熊本県男女参画・協働推進課「令和元年度 男女共同参画に関する県民意識調査（令和元年 11 月実施）」
 山鹿市前回調査…山鹿市人権啓発課「人権教育・啓発及び男女共同参画に関する市民意識調査（平成 28 年 9 月実施）」
 山鹿市今回調査…山鹿市人権啓発課「男女共同参画に関する市民意識調査（令和 3 年 5 月実施）」

「性別によって役割を固定する考え方」について「どちらかといえば同意しない」「同意しない」と回答した者の割合は、「熊本県調査（令和元年度 男女共同参画に関する県民意識調査）」と比較してどの年代においても高くなっています。

また、平成 28 年に実施した「山鹿市前回調査（人権教育・啓発及び男女共同参画に関する市民意識調査）」と比較しても、回答者全体・各年代において「性別によって役割を固定する考え方」について「どちらかといえば同意しない」「同意しない」と回答した者の割合が高くなっています。このことから、固定的性別役割分担意識の解消が進んでいることが分かります。

一方で、今回調査の結果を年代別にみると、年代が上がるほど「同感する」「どちらかといえば同感する」と回答した者の割合が依然として高くなっています。第3次計画では、固定的性別役割分担意識の解消に向け、年代ごとの啓発活動を行う必要があります。

② 行政が取り組むべき活動等について

【問】男女共同参画を推進するために行政が最も取り組むべきことは何だと思いますか。



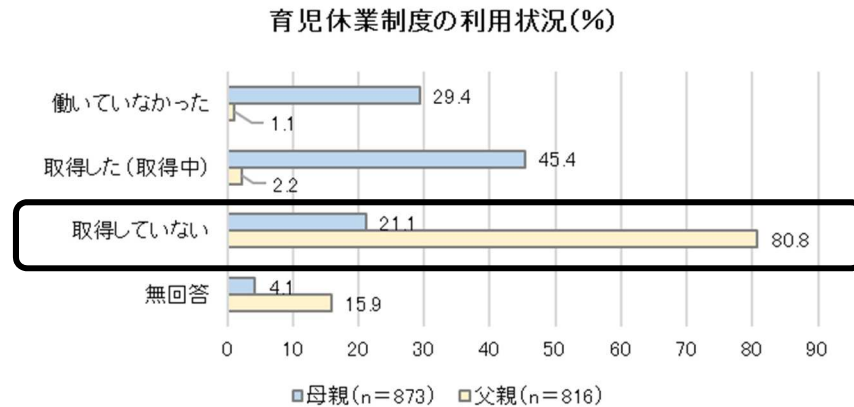
山鹿市人権啓発課「男女共同参画に関する市民意識調査（令和3年5月実施）」

全体において回答の多かった順に、「労働時間短縮や育児・介護休業制度の活用促進」25.9%、「政策、方針決定の場への女性の参画の拡大」21.2%、「学校における学習機会の充実」16.0%となりました。これらについて、それぞれの現状と課題は次のようになっています。

ア「労働時間短縮や育児・介護休業制度の活用促進」

女性の方がこの項目を選択した割合が高い傾向にありました。男女共同参画推進のため市内事業所に対して啓発活動をすることで、女性のワーク・ライフ・バランスを実現する必要があります。

これについて、平成 31 年に山鹿市の子ども課が実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」(以下「ニーズ調査」という。)によると、育児休業を利用していない母親は 21.1%、父親は 80.8%に上っています。

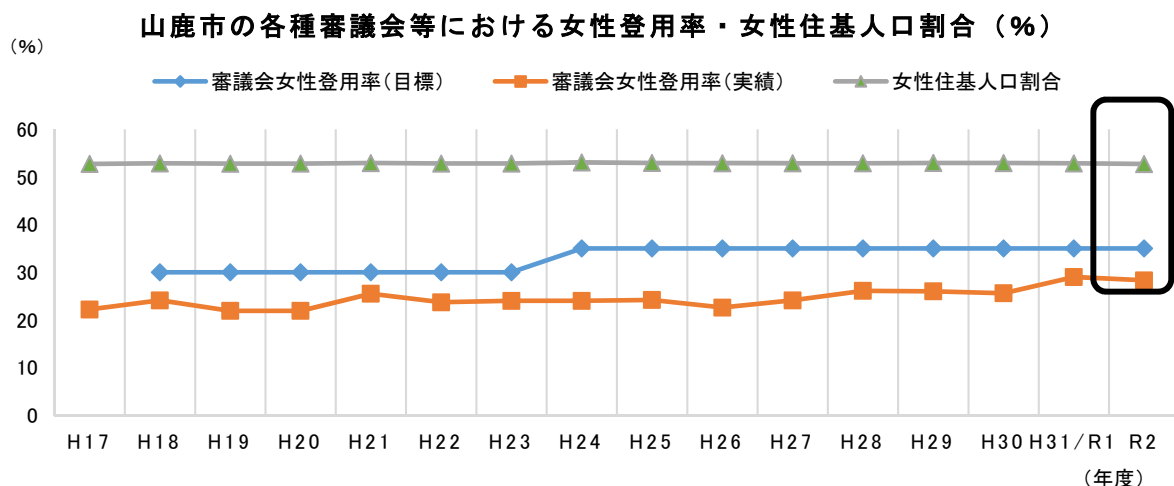


山鹿市子ども課「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」(平成 31 年 3 月)

第 2 次計画では、山鹿市内の各事業所に対して、熊本県が実施する女性活躍推進のための講師派遣事業の紹介などを行ってきました。しかしながら、男女共同参画における山鹿市と各事業所の関係性を構築することは難しく、取組の推進が困難な状況にあります。

イ「政策、方針決定の場への女性の参画の拡大」

40 歳代・50 歳代男性においてこの項目を選択した方が多いことから、政策、方針決定の場において女性の参画が少ないと感じたことがある男性が多いのではないかと考えられます。



平成 17 年の合併以来、山鹿市の人口に占める女性の割合は 50%を上回っており、令和 3 年 7 月末日現在においても総人口 50,337 人中、女性 26,551 人と、人口の約 52.8%を女性が占めています。第 2 次計画では、審議会等における女性の登用率 35%を目標としています。令和 2 年度末現在における実績は 28.3%と、女性の参画率が高いとはいえない状況にあります。

この状況を改善するため、審議会等所管課に対する女性登用率向上のための啓発活動を行ってきました。併せて、各分野で活躍する女性を山鹿市の人材リストに登録し、各審議会等委員として活用することを目指して取り組んできました。しかしながら、女性の人材不足等を理由に、目標の 35%を達成できない状況が続いています。

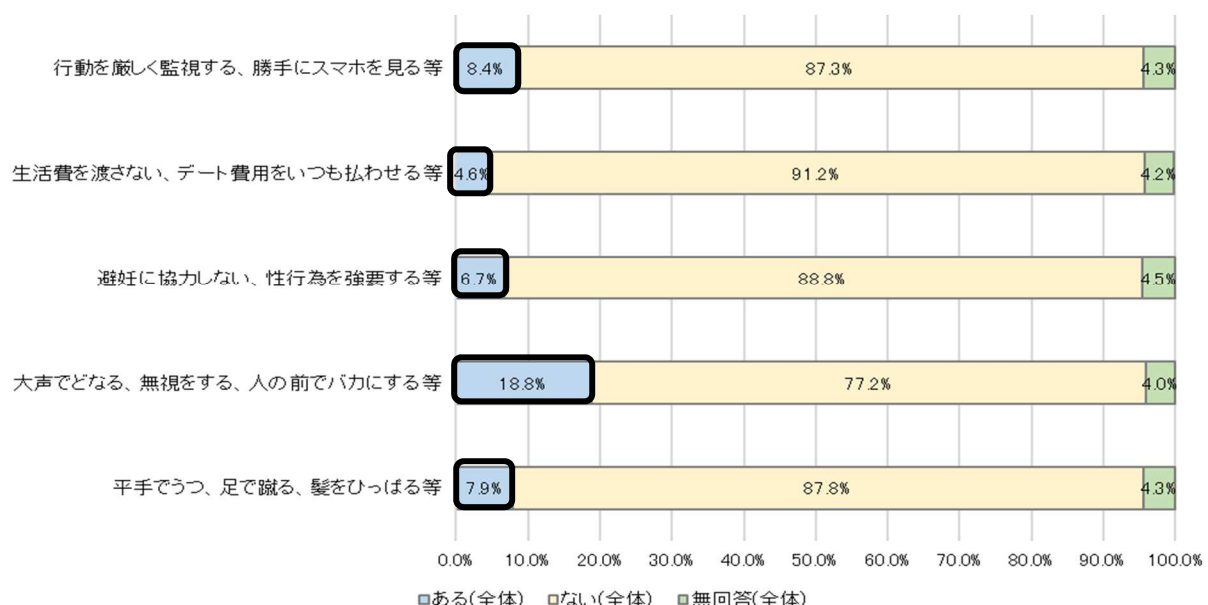
ウ「学校における学習機会の充実」

市民意識調査の結果を受けて山鹿市内の小中学校の授業内容を調査しました。すると、全小中学校で、複数教科において男女共同参画推進の取組をしていることがわかりました。特に、各中学校における性教育の授業では、性的マイノリティについての授業を行うなど、時代に即した授業が実施されています。

しかしながら、その内容を広報していなかったため、学校における男女共同参画推進の学習内容が市民に行き渡っていません。今後は、各小中学校の先進的な取組内容を発信していきます。

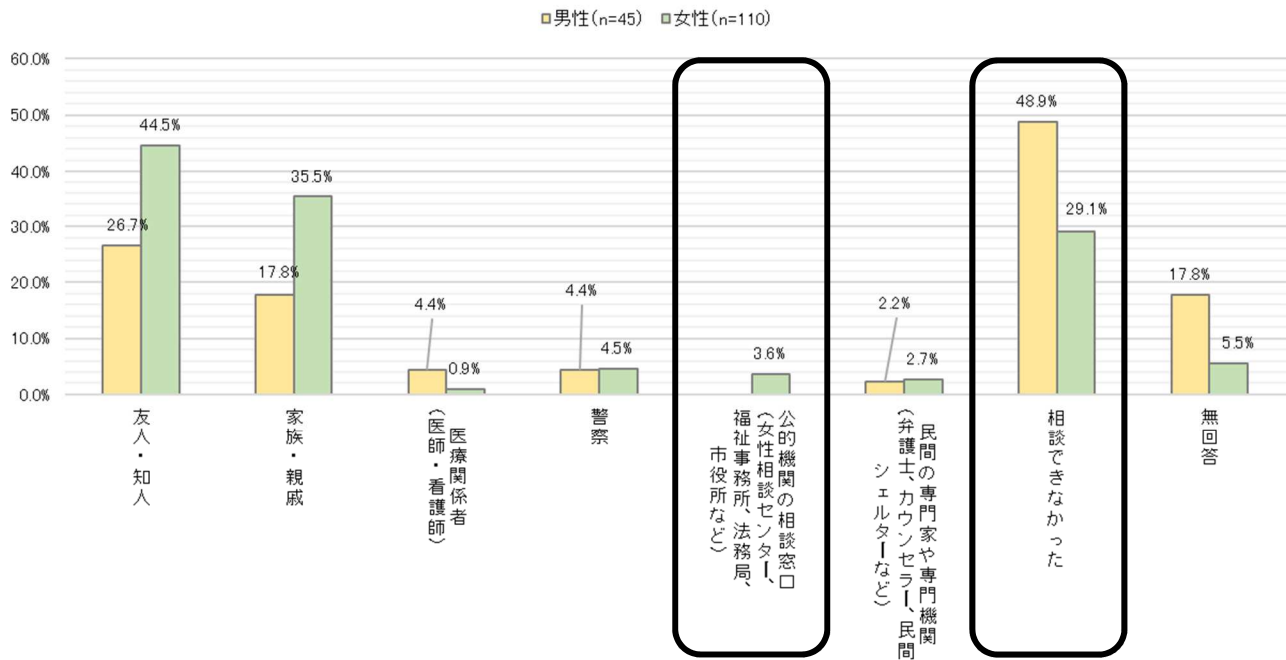
③ DV・デートDVの被害状況について

【問】DV・デートDVの被害経験の有無（n=645）



山鹿市人権啓発課「男女共同参画に関する市民意識調査（令和 3 年 5 月実施）」

【問】DV・デートDVの被害について誰に相談しましたか。（複数回答）



山鹿市人権啓発課「男女共同参画に関する市民意識調査（令和3年5月実施）」

市民意識調査において、いずれかのDV・デートDVの被害に遭ったと回答した市民の方は女性が多くを占める結果となりました。回答者645人のうち24%の市民がDV等の被害に遭っていました。最も多かった被害は、「大声でどなる、無視をする、人の前でバカにする等」でした。

被害について「相談できなかった」と回答した男性の割合は48.9%、女性は29.1%でした。また、「公的機関の相談窓口」に相談した男性は0%という結果になりました。

これに対し、第2次計画では、DV等防止のための講演会を開催するなどの啓発活動を行ってきました。今後はそれに加え、相談場所の情報提供を積極的に行うことで、一人で問題を抱える市民の割合を減少させていくことが重要であると考えられます。

第2章 計画の内容

1 計画の基本的な考え方

(1) 計画の位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び山鹿市男女共同参画推進条例第10条第1項の規定に基づく計画であり、国第5次計画及び県第5次計画を踏まえて策定したものです。山鹿市の最上位計画である「第2次山鹿市総合計画」（平成28年度から令和7年度まで）の個別計画としての性格も有します。また、女性活躍推進法第6条第2項に規定される「区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下「推進計画」という。）」としても位置付けています。

(2) 計画期間

令和4年4月から令和9年3月までの5か年

(3) 基本目標

『誰もが個性と能力を発揮し ともに輝く』

家庭・地域・職場・学校等あらゆる場面において、互いの多様性を尊重し、誰もが性別にかかわらず自分らしく活躍する社会を実現することを目標としています。

(4) 基本理念

山鹿市男女共同参画推進条例第3条に定めている次の6つの理念に基づき、本計画の策定・実施に当たります。

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度又は慣行についての配慮
- ③ 政策等の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 生涯を通じた健康への配慮
- ⑥ 国際的協調

(5) 推進体制

第3次計画以降、山鹿市男女共同参画行政推進本部を筆頭に、幹事会を中心に全庁的に男女共同参画の推進を行うこととします。

(6) 優先施策

市民意識調査等の結果から決定したもので、第3次計画期間内において重点的に推進するものです。

(7) 内容の見直し

第3次計画においては、事業完了や事業内容が計画の目的に合致しなくなるなど、取組の推進が困難になった場合、計画期間内においても内容の変更を可能とします。

2 重点目標・施策の基本方向

以上の基本的な考え方を踏まえ、重点目標と施策の基本方向を次のように定めます。

【重点目標Ⅰ】あらゆる分野における男女共同参画の推進

急速に変化する社会情勢の中で、持続可能な社会を実現するため、政治・行政、雇用・労働などあらゆる分野において女性の参画を推進します。

〈施策の基本方向1〉施策・方針決定の場への女性の参画拡大

山鹿市の政策・方針決定に大きな影響を持つ審議会等委員への女性の登用について、人材発掘や参画の働きかけを強化します。併せて、公募委員枠の拡大、市民に対する積極的な審議会等の情報提供を行い、実際の登用につなげていきます。

また、女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、山鹿市幹部職員への女性職員の登用を推進していきます。職員の育成に当たっては、性別にかかわらず業務経験を積むことができるよう努めます。加えて、各種研修を通して能力向上を図ります。なお、推進に当たっては、目標値を設定して取り組むことが望ましいとされています。しかしながら、これまでの採用状況等の影響で40歳代以上の職員数の男女比率に偏りがあることから、第3次計画では目標値の設定を行わないこととしました。

〈施策の基本方向2〉就業・雇用の分野における男女共同参画の推進

育児と仕事の両立に当たって、男女ともに本人の希望に応じて育児休業を取得できることは重要なことです。山鹿市における育児休業取得率は、市行政職員（令和2年度実績）において女性100%、男性37.5%、山鹿市全体では、ニーズ調査の結果から女性45.4%、男性2.2%となっています。

引き続き、市行政職員における育児休業取得率の向上に取り組んでいきます。併せて、山鹿市内事業所に対して法改正の周知活動を行い、山鹿市全体において育児と仕事の両立を推進します。

また、山鹿市が行う育児・介護等に係るサービスについて、山鹿市内事業所や市民向けに周知することにより、働きやすい環境整備を図ります。

さらに、女性は出産・育児等の理由により受講できる機会が減っているケースも見られることから、スキルアップセミナー等の研修機会を多く提供し、全ての女性が自信と誇りを持ち仕事ができるよう支援します。

【重点目標Ⅱ】男女共同参画社会実現のための意識づくり、社会基盤の整備

誰もが自分らしく生活するため、固定的性別役割分担意識の解消をはじめ、男性中心の社会制度や、長時間労働等を当然とする働き方の見直しを進めていきます。また、育児・介護環境等を支える社会基盤の充実を図ります。

〈施策の基本方向１〉多角的な視点や考え方を持つための意識啓発

古くは「男は仕事、女は家庭」、現代においても「男性は主要な業務、女性は補助的業務」という言葉などのように、長い歴史の中で社会的に作られた男女の役割は、程度の差こそあっても、幼い頃から身につけるよう求められてきたものです。これにより、性別によって無意識のうちに自分の可能性を制限してしまい、又は人の行動を判断してしまうことがあります。この固定的性別役割分担意識は、男性の家事育児への参画促進を妨げ、ひいては女性の社会参画を阻んでいます。

このような意識や固定観念にとらわれることなく、誰もが自分らしく活躍できる社会にするために、今後も関係機関・団体等と連携し、家庭、地域、学校及び職場等において、様々な機会や手段を通じて啓発活動を継続的に実施します。

〈施策の基本方向２〉生涯を通じ安心して暮らせる社会基盤の整備

男女が互いの人権を尊重し、生涯を通じて心身共に健康で安心して暮らすことは、男女共同参画社会実現のための前提条件です。特に女性は、妊娠や出産等ライフステージごとに心身の状況が変化するという特性があり、生涯を通じて女性特有の健康上の課題を抱えることに留意して施策を行う必要があります。

また、近年頻発する災害時の対応でも、男女によって受ける影響やニーズが異なるため、男女共同参画の視点を重視して取り組むことが必要です。特に、長期の避難所運営では、防犯対策をはじめ、授乳室や更衣室の設置、女性用品の供給など女性に対する特別の配慮が求められる場面も増えると考えられるため、災害時の各段階における様々な意思決定過程で女性を始めとする多様な意見が反映される必要があります。まずは、女性に配慮した備蓄品の充実や避難所運営マニュアルの整備を進めます。

これらを通して、健康・生活への包括的支援を行います。併せて、啓発活動や情報発信の充実を図っていきます。

3 目標及び具体的な施策一覧

第3次計画を実行性のあるものとするため、特に推進が必要な目標は目標値、第2次計画までに取組を強化してきた目標については参考指標を設定し、計画の進捗管理を行います。

各目標値・参考指標		
I あらゆる分野における男女共同参画の推進		目標値 (令和8年度)
市議会の女性登用率の向上(全体)		28.3%
市議会の女性登用率の向上(個別)		40%
市行政職員における男性の育児休業取得率の向上		35%
子育てに関する各種休暇・休業制度の説明を受けた市行政職員の割合		40%
配偶者の出産補助休暇を取得した市行政職員の割合		100%
子が出生した年に育児参加休暇を取得した市行政職員の割合		100%
市内よかボス企業登録数		50%
希望者のうち出産約10か月後に就業先が決定している女性の割合		市内8社
女性が活躍するための取組を行っていない事業所の割合		市内70社
認定農業者のうち女性の割合		73.3% (令和3年度)
家族経営協定締結数		80%
参考指標		25.1% (平成30年度)
市行政職員における係長級及び課長補佐における女性の割合		20% (令和6年度)
市行政職員における課長相当職以上の女性の割合		6.1%
市行政職員における係長級及び課長補佐における女性の割合		10%
市行政職員における課長相当職以上の女性の割合		309件
市行政職員における係長級及び課長補佐における女性の割合		330件
市行政職員における課長相当職以上の女性の割合		38.9%
市行政職員における課長相当職以上の女性の割合		16.0%
II 男女共同参画社会実現のための意識づくり、社会基盤の整備		目標値 (令和8年度)
固定的性別役割分担意識に「同感しない」市民の割合		79.6% (令和3年度)
男女共同参画や性教育についての市内小・中学校における授業内容の紹介		85% (令和7年度)
女性用品を含む災害備蓄用品の管理		未実施
長期避難所運営マニュアルに女性に対する配慮の充実や女性の参画促進の明記		未実施
避難所運営等における女性の参画促進啓発活動の実施		未実施
DV等について「相談できなかった」人の割合		未実施
参考指標		34.8% (令和3年度)
子宮頸がん検診の受診率(国保加入者)		25%
乳がん検診の受診率(国保加入者)		20.5%
3・4か月健診時における妻から見た夫の育児参加率		25.1%
赤ちゃん訪問実施率		61.2%
DV等に関する相談人数(福祉課窓口)		100%
市内待機児童数		57人
各出生年における放課後等児童クラブ利用率(低学年・高学年)		0 (令和3年4月)
放課後等デイサービスの利用件数(月平均)		低学年 43.8% 高学年 12.3%
児童発達支援相談回数(月平均)		321人
児童扶養手当資格者割合(受給者数/児童扶養手当受給資格者数)		121人
家事しえん隊利用件数(延べ回数)		81.4% (565/694)
やまがサポーター利用件数(延べ回数)		4,493回

※現況は令和2年度実績、目標値は令和8年度の数値を表します。ただし、()内に年度が記載されているものは、例外的に、その年度の数値を指します。

各目標における施策一覧

重点目標	施策の基本方向	具体的な取組
Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進	施策・方針決定の場への女性の参画拡大	①市の審議会等における女性登用率の向上 優先施策 ・市民に向けた講座の開催・審議会等の紹介 ・人材確保のための訪問活動 ・審議会等所管課とのヒアリング・規定の見直し ・幹事会を活用した庁内における啓発活動
		②市行政職員における係長級及び課長補佐、課長相当職以上における女性登用率の向上 ・研修の実施による女性職員のスキルアップ
	就業・雇用の分野における男女共同参画の推進	③市行政職員における男性の育児休業取得率の向上 優先施策 ・幹事会を活用した庁内における啓発活動・研修の実施 職場環境改善(管理職に対する育休制度の声かけの徹底、セクハラ・パワハラの防止、業務の効率化) ・庁内における定期的な育児休暇・休業制度の情報提供 ・総務課による育児休暇・休業制度説明の徹底(新規採用職員含む) ・育児休暇・休業取得に係る計画書作成の実施
		④ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発活動 優先施策 ・市内よかボス企業増加のための訪問活動 ・市内よかボス企業とのネットワーク構築 ・市内事業所への育児・介護休業制度等の周知 ・市内事業所への育児・介護の行政サービスの情報提供 ・市内事業所への熊本県講師派遣事業の紹介・実施
		⑤女性の就労支援・意欲向上の取組 ・女性のスキルアップに繋がる講座の実施 ・講座等におけるワークショップの実施 ・出張ハローワークの実施 ・女性認定農業者数を増加させるための啓発活動 ・家族経営協定数を増加させるための啓発活動
Ⅱ 男女共同参画社会実現のための意識づくり、社会基盤の整備	多角的な視点や考え方を持たための意識啓発	⑥家庭・地域・職場等あらゆる場面での固定的性別役割分担意識の解消 優先施策 ・所管課との連携による女性の活躍、男性の家事推進活動 ・地域講演会における啓発活動 ・男性の家事・育児推進フォトコンテスト ・所管課との連携による固定的性別役割分担意識の調査の実施
		⑦教育の場での学習機会の充実 ・教育の場における学習機会についての情報発信 ・教育の場における啓発資料の提供
	生涯を通じ安心して暮らせる社会基盤の整備	⑧防災分野における女性への配慮の充実と女性の参画促進 ・女性用品を含む災害備蓄用品の管理 ・長期避難所運営マニュアルに女性に対する配慮の充実や女性の参画促進の明記 ・避難所運営等における女性の参画促進啓発活動
		⑨ライフステージに応じた健康・生活への包括的支援 ・子宮頸がん検診、乳がん検診の実施 ・妊婦健診、赤ちゃん訪問の実施 ・保育分野における必要なサービスの提供 ・放課後等児童クラブの実施 ・放課後等デイサービスの実施 ・児童発達支援相談の実施 ・児童扶養手当の支給 ・介護分野における必要なサービスの提供
		⑩あらゆる暴力の根絶 ・DV等に対する相談業務の実施 ・相談窓口の周知 ・DV等についての啓発活動

※優先施策…市民意識調査の結果等から見た市の現状から、第3次計画期間中において優先的に取り組む施策を示します。

※施策①・②・③・④・⑥は推進計画としても定めます。

4 優先施策

第3次計画期間内において重点的に推進する4つの施策を以下のように定めます。

優先施策一覧

重点目標	施策の基本方向	具体的な取組
Ⅰあらゆる分野における男女共同参画の推進	施策・方針決定の場への女性の参画拡大	優先施策1 市の審議会等における女性登用率の向上 目標値(再掲): 令和8年度 40%(全体) 35%(個別)
	就業・雇用の分野における男女共同参画の推進	優先施策2 市行政職員における男性の育児休業取得率の向上 目標値(再掲): 令和8年度 40%
		優先施策3 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発活動 目標値(再掲): 令和8年度 市内よかボス企業登録数70社
Ⅱ男女共同参画社会実現のための意識づくり、社会基盤の整備	多角的な視点や考え方を持たすための意識啓発	優先施策4 家庭・地域・職場等あらゆる場面での固定的性別役割分担意識の解消 目標値(再掲): 令和7年度 固定的性別役割分担意識に「同感しない」市民の割合85%

※優先施策…市民意識調査の結果等から見た市の現状から、第3次計画期間中において優先的に取り組む施策を示します。

(1) 優先施策1「市の審議会等における女性登用率の向上」

令和2年度時点において、第2次計画に掲げている女性委員の登用率の目標である35%を達成している審議会等の数は22にとどまり、32の審議会等において目標達成ができていません。加えて、女性登用率が0%である審議会等は7つありました。審議会等における多様性の確保のため、早急に女性委員の登用を推進する必要があります。

具体的には、令和4年度に各種審議会等の目的や委員に求められる専門性等を調査し、女性委員の登用率が低い審議会等の分析を行います。その調査結果を踏まえ、審議会等の任期に合わせて所管課とヒアリングを実施し、規定の見直しや委員の増員を検討します。併せて、人材確保の活動を実施します。

これらを通し、令和8年度には、全審議会等において女性委員の登用率を35%以上にすることを目標とします。

(2) 優先施策2「市行政職員における男性の育児休業取得率の向上」

令和3年に育児・介護休業法が改正され、令和4年4月から、妊娠・出産の申し出をした本人又は配偶者に対して、事業主による休業取得の意向確認のための個別の声かけが義務付けられます。これに伴い、山鹿市においても育児休業取得率の向上を重点的に推進することとしました。

ただし、山鹿市においては、核家族の共働き世帯であっても、親が近くに住み子育てを手伝っているケースが多いという実情を踏まえ、子育てに係る各休暇・休業の制度の周知を図り、まずは出産補助休暇及び育児参加休暇の取得率を向上させることを目標とします。

また、休暇・休業を取得しやすい雰囲気作りのため、管理職に対し、よかボス宣言を活用し、職員の子育てに配慮するよう啓発を行います。一方で、子が誕生する職員には、休暇・休業を取得するに当たって、業務計画書をあらかじめ提出させるなど、一人ひとりが責任を持って職務を全うし、円滑に業務の引き継ぎが行えるよう取り組みます。

これらの活動を通して、山鹿市行政職員における育児休業の取得率を向上させます。そして、市全体に取組を拡大していきます。

(3) 優先施策3「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発活動」

市民意識調査の「男女共同参画を推進するために行政が最も取り組むべきことは何だと思えますか」という問いに対し、「労働時間短縮や育児・介護休業制度の活用促進」の項目が最も多く選ばれたことから、重点的に推進することとしました。

その中でも、よかボス企業を増やすための訪問活動を強化し、山鹿市ホームページ等において育児・介護休業制度の活用に積極的な事業所を紹介するなど、子育て世代の女性に必要な情報を提供していきます。

また、山鹿市で働く女性の意見を聴く場として、ワークショップを設けます。そこでは、職場の労働条件や固定的性別役割分担意識の有無等について意見を聴き、その後の施策に反映させていきます。

(4) 優先施策4「家庭・地域・職場等あらゆる場面での固定的性別役割分担意識の解消」

固定的性別役割分担意識の解消は、女性の社会進出や男性の家事参画促進につながる全ての施策の基本であり、他の施策を推進するに当たって必要となるものです。

また、固定的性別役割分担意識が強く残っていることは、若い女性が地元を離れ、都会に流出してしまう原因の一つであるといわれています。市民意識調査の結果から、山鹿市においては徐々に解消されつつあるといえるものの、地域の実態は明らかでない部分もあり、今後詳細を調査する必要があります。

そのため、第3次計画においては、固定的性別役割分担意識を超えて活躍する市民の情報を継続して広報することとします。併せて、地域講演会でも固定的性別役割分担意識を解消することの重要性についての啓発活動を行います。また、地域や家庭における山鹿市の地域課題を移住者等から聴取し、その情報を発信するなど、市民の固定的性別役割分担意識の更なる解消を図ります。

これらにより、互いに多様性を尊重し合い、誰もが個性と能力を発揮し、活力を持ち続けられる社会の実現を目指します。山鹿市をそのような魅力的なまちにしていくことで、若い女性の流出抑制にもつなげていきます。

5 計画に係る各調査の実施

(1) 第3次計画策定のために実施した調査

第3次計画策定に当たり、以下の調査を実施しました。市民意識調査を除き多くの調査対象が庁内向けにとどまり、地域課題の抽出が十分であったとはいえない状況にあります。

重点目標	施策の方向	調査方法
Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進	施策・方針決定の場への女性の参画拡大	●市の審議会等における女性登用率の向上 ・審議会等における女性登用率が0%である所管課とのヒアリング(令和3年度)
	就業・雇用の分野における男女共同参画の推進	●市行政職員における男性の育児休業取得率の向上 ・子が出生した職員に対するアンケート(3回)(令和3年度) ・育児休業取得についての市行政職員意見交換会(2回)(令和3年度)
		●ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発活動 ・企業アンケートの実施(平成30年度)
		●女性の就労支援・意欲向上の取組 ・10か月検診時における女性の就職状況アンケートの実施(令和3年度)
Ⅱ 男女共同参画社会実現のための意識づくり、社会基盤の整備	多角的な視点や考え方を持たための意識啓発	●家庭・地域・職業等あらゆる場面での固定的性別役割分担意識の解消 ・市民意識調査(令和3年度) ・関係各課ヒアリング・全課取組内容の調査(令和3年度)

その他、計画全体に対する市民の意見を反映するため、令和3年度にパブリックコメントの募集を行いました。

(2) 第3次計画期間内の調査・庁内啓発活動

所管課に対する毎年度の実績照会と別に、目標値の把握や次期計画の策定のため、男女共同参画推進室において次のとおり各調査等の実施を計画しています。

重点目標	施策の方向	調査方法
Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進	施策・方針決定の場への女性の参画拡大	●市の審議会等における女性登用率の向上 優先施策 ・審議会等の実態調査(令和4年度) ・審議会等所管課とのヒアリング・規定の見直し(毎年度) ・幹事会を活用した庁内における啓発活動(毎年度)
	就業・雇用の分野における男女共同参画の推進	●市行政職員における男性の育児休業取得率の向上 優先施策 ・子が出生した職員に対するアンケートの実施(毎年度) ・幹事会を活用した庁内における啓発活動(毎年度)
		●ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発活動 優先施策 ・市内よかボス企業との意見交換会(令和7年度) ・企業アンケートの実施(令和6年度)
		●女性の就労支援・意欲向上の取組 ・講座等におけるワークショップの実施(令和4～6年度)
Ⅱ 男女共同参画社会実現のための意識づくり、社会基盤の整備	多角的な視点や考え方を持たための意識啓発	●家庭・地域・職業等あらゆる場面での固定的性別役割分担意識の解消 優先施策 ・市民意識調査の実施(令和7年度) ・高校生とのワークショップの実施(令和5年度) ・大学生とのワークショップの実施(令和5年度) ・移住者グループにおける意見交換会(令和4年度)

1 用語解説

第3次山鹿市男女共同参画計画関連用語集

用語	解説
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には「生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)」がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)」という。ジェンダーは、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使用されている。
ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」こと。
性的マイノリティ	性的指向や性自認等の多様な性のありようの中で少数派の人々全体を「総称」として指す言葉。
固定的性別 役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性には補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
DV	「ドメスティック・バイオレンス」の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあったものから振るわれる暴力。
デートDV	DVの中でも、恋愛関係にある者の間で起こる暴力。
よかボス企業	企業のトップが、社員の仕事と、結婚や子育て介護などの充実した生活ができるよう応援することを宣言する「よかボス宣言」を実施し、熊本県が登録した企業のこと。

2 関係法令

○男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成11年7月16日法律第102号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成11年12月22日法律第160号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（以下略）

○山鹿市男女共同参画推進条例（平成 18 年 9 月 25 日条例第 24 号）

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進（第 10 条—第 17 条）

第 3 章 山鹿市男女共同参画審議会（第 18 条・第 19 条）

第 4 章 雑則（第 20 条）

附則

本市では、日本国憲法がうたう個人の尊重と法の下での平等の理念にのっとり、すべての市民の人権が保障される社会を目指して、男女共同参画の取組を進めてきた。

しかしながら、一部に性別による偏った見方・慣習などが存在するとともに、暴力行為などの人権侵害も危惧されており、このことが女性の自立や社会参画、男性の家庭参画などを妨げ、真の男女平等を実現するための課題となっている。また、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化など社会経済情勢の急激な変化に対応するため、社会のあらゆる分野において、男女がともに良きパートナーとして支えあいながら協働していくことが求められている。

こうした状況を踏まえ、本市が目指す将来都市像を構築するためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成が不可欠であることを認識し、その方向性を示して施策に取り組むため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、本市における男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、勤務し、又は通学する者をいう。
- (4) 事業者等 市内において事業を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 他の者の意に反した性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は当該言動に対する相手方の対応によって相手方に不利益を与える行為をいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他の親密な関係にある、又はあった者に対して、身体的、精神的等の苦痛を与える暴力行為をいう。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、次の各号に定める基本的な考え方（以下「基本理念」という。）に基づき推進されなければならない。

- (1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱い（明確な差別意図がなくとも、差別を容認したと認められる取扱いを含む。）を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮 男女が社会のあらゆる活動を選択する際に、性別による固定的な役割分担等に基づく社会制度又は慣行の影響を受けないよう配慮されること。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と地域及び社会における活動その他の活動を両立して行うことができるようにすること。

- (5) 生涯を通じた健康への配慮 男女が対等な関係の下に、互いの性について理解を深めることにより、妊娠、出産等に関して互いの意思が尊重され、かつ、生涯にわたって心身ともに健康な生活が営まれるよう配慮されること。
- (6) 国際的協調 男女共同参画社会の形成の促進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われること。

(実現すべき姿)

第4条 市、市民及び事業者等は、男女共同参画社会の形成に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる実現すべき姿の達成に努めるものとする。

(1) 家庭において実現すべき姿

- ア 家族の一人ひとりが、多様な生き方を選択でき、その能力及び適性をみんなが認め合う家庭
- イ 性別にとらわれることなく、家事、育児、介護等を担い合い、職場や地域など社会における活動も両立できる家庭
- ウ 家庭内のあらゆる暴力行為がなく、家族一人ひとりのお互いの人権が尊重される家庭

(2) 学校において実現すべき姿

- ア 性別にとらわれず、一人ひとりの個性を認め、思いやりのある豊かな心を育む学校
- イ 幼児期から、性の違いや良さを認め合う男女平等教育を推進し、本人の意思が尊重され、自由な意思と責任により進路を選択できるよう指導が行われる学校
- ウ 男女共同参画の推進について、積極的に指導者の研修の機会を設定する学校

(3) 職場において実現すべき姿

- ア 採用、配置、賃金、昇進等及び方針の決定に参画することに対し、男女格差が解消され、個人の能力、個性、意欲等が十分に発揮できるいきいきとした職場
- イ 育児休業、介護休業等を男女ともに取得することが定着し、仕事、家庭、地域活動をともに行うことができる職場
- ウ セクシュアル・ハラスメントがなく、男女それぞれの人格が尊重され、安心して働ける職場

(4) 地域において実現すべき姿

- ア 男女が協働して地域の活動に参画し、企画や実践に関わることにより形成される生きがいと活力のある地域
- イ 性別による固定的な役割分担意識にとらわれた古い慣習やしきたりが克服され、男女が共に意思決定の場に参画できる地域
- ウ すべての人権が尊重され、差別がなく心豊かに暮らせる地域

(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、計画的に実施しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画社会の形成に努めるとともに、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第7条 事業者等は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、自ら男女共同参画社会の形成に努め、男女が対等に事業活動に参画できる機会を確保し、及び職業生活における活動と他の活動とを両立できる職場環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者等は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(男女共同参画社会の形成を阻害する行為の禁止)

第8条 何人も、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる分野において性別を理由とする差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス等の人権を侵害する行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報における表現への配慮)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担若しくは男女間の暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的表現を行わないよう配慮しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進

(計画の策定等)

第10条 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定め、これを公表するものとする。

2 市長は、男女共同参画計画を定めようとするときは、広く市民の意見を反映するよう努めるとともに、山鹿市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(市民及び事業者等の理解を深めるための措置)

第11条 市は、広報活動を通じて、基本理念に関する市民及び事業者等の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 市は、学校教育及び社会教育を通じて、基本理念に関する市民の理解を深めるよう、男女共同参画に関する教育及び学習の充実のため適切な措置を講ずるものとする。

(農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進)

第12条 市は、農林水産業、商工業等の自営業において、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、経営又はこれらに関する活動若しくは地域における活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援、条件の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(市の附属機関等の委員の選任における配慮等)

第13条 市は、その設置する附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の構成員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

2 市は、その職員の登用に当たっては、性別に関わらず、その能力に応じ均等な機会を確保するよう努めるものとする。

(調査研究)

第14条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査及び研究を行うものとする。

(推進体制の整備)

第15条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上又は財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情の処理等)

第16条 市民及び事業者等は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について苦情があるときは、市長に申し出ることができる。

2 市民は、第8条に掲げる行為その他の男女共同参画社会の形成を阻害する行為を受けたときは、市長に相談を申し出ることができる。

3 市長は、前2項に規定する苦情又は相談の申出について、迅速かつ適切に処理するため相談員の設置等必要な体制の整備に努めるとともに、必要に応じ関係機関と連携してその処理に当たるものとする。

(年次報告)

第17条 市長は、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を明らかにするため、毎年度、報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 山鹿市男女共同参画審議会

(審議会の設置等)

第18条 男女共同参画社会の形成の促進に関する事項を調査審議するため、山鹿市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 男女共同参画計画の策定に関する事項
- (2) 市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策の評価に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項

3 審議会は、男女共同参画の推進に係る事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第19条 審議会は、委員10人以内で組織し、男女のいずれの委員の数も、委員の総数の10分の4未満であつてはならない。

2 委員は、男女共同参画の推進に関し識見を有する者その他適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

第4章 雑則

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

第3次山鹿市男女共同参画計画

発 行	山鹿市
所 属	総務部人権啓発課 男女共同参画推進室
監 修	熊本県立大学 教授 澤田 道夫
発行日	令和4年1月